

# 人権について考えてみよう

## —国連人権委員会の報告からみた日本の人権—

2014年7月15、16日、ジュネーブにおいて国連自由権規約委員会による日本の人権状況の審査が行われ、その総括所見(日本への勧告)が24日に公開された。前回の審査は2008年に行われ、6年ぶりの日本審査となった。総括所見から、私たちのまわりにある人権問題を世界はどうみているかを良く知ることができる。本特集では、委員会を参加された藤田早苗さん(エセックス大学人権センター)に、人権規約や人権委員会について寄稿いただいた。また、総括所見で取り上げられた多くの課題のうち、秘密保護法、外国人への差別(ヘイトスピーチ)、死刑制度、セクシャルマイノリティの人権について中部地区で活動する方々にお話しを伺った。

(担当:水谷)



ふじた さなえ  
藤田早苗さん

英国エセックス大学人権センター研究員。専攻は国際人権法。同大学OBと秘密保護法案を英訳して国連等に紹介した。名古屋大学大学院国際開発研究科修了、エセックス大学にて国際人権法修士号、法学博士号取得後、2009年より現職。

## 自由権規約委員会の日本審査

私は英国エセックス大学人権センターに属しており、昨年秋に秘密保護法の問題を知った。そこで英訳した法案を表現の自由に関する国連特別報告者に紹介し、出された勧告を和訳して日本に伝達したことをきっかけに、日本の市民運動団体と活動を共にするようになった。そして今年7月に行われた自由権規約の日本審査にも参加し、委員会へのロビーイング(働きかけ)を行ってきたので、ここで短く報告したい。

### 自由権規約委員会について

従来、人権問題は国内問題であり、他国や国際機関が干渉すべきでないと考

えられていた。しかし第2次大戦でのナチスによる重大な人権侵害を避けなかった反省から、人権は国際的関心事であり、国際社会の監視のもとにおかれるべきものと認識されるようになった。そして国際連合憲章には国連の目的の一つとして人権が含まれ、1948年には世界人権宣言が採択された。そして、その宣言を法的拘束力のある条約にしたものが国際人権規約であり、国連総会が1966年に採択した二つの条約、すなわち「経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約」(社会権規約)と「市民的小および政治的権利に関する国際規約」(自由権規約)を指す。

国連は両規約以外にも複数の人権条約を採択してきたが、これらの条約にはそれぞれ委員会が設置され条約締約国の実施状況を監視する。自由権規約の履行を監視するのが自由権規約委員会であり、18人の委員からなる。これらの委員は国家の代表としてではなく、個人の資格で行動する。これまでの委員の

職業的背景は、学者、法律実務家、政治家・外交官などであるといわれている。現在日本からは岩澤雄司東京大学教授が委員に選出されており、委員会のナイジェル・ロドリゲス議長は筆者が所属する英国エセックス大学の教授である。

条約の締約国は実施状況を定期的に委員会に提出する義務があり、委員会はそれを審査して「総括所見」または「最終見解」といわれる勧告(英文では concluding observations)を作成する。また、条約の締約国の義務を具体的に説明した「一般的意見(General Comment)」を作成するのも委員会の重要な役割である。例えば、「表現の自由」や「知る権利」すなわち「情報にアクセスする権利」を規定する自由権規約19条については一般的意見34番にこの権利と締約国の義務の内容が具体的に説明されている。これらの勧告も一般的意見も法的拘束力を有するものではないが、条約の締約国は十分にこれらを検討し、条約の実施に取り入れるように期待されている。



本会議

## 自由権規約委員会による 日本報告書審査

日本は上記の二つの人権規約を1979年に批准しており、実施義務を負う。締約国は定期的に条約の実施状況を委員会に提出し、審査を受けるが、2014年7月15日、16日の両日にわたって、第6回日本政府報告書審査がジュネーブの国連欧州本部で行われた。今回の参加者は政府代表部以外に、約70人がNGOや市民団体から参加した。

本審査に先だつて、政府は報告書を提出しているが、それとは別に、NGO側からの情報提供としてこれらのNGOはカウンターレポートといわれる報告書を委員会に提出している。またジュネーブでも本審査に先立ちNGOブリーフィングが7月14日と15日に行われ、NGOによるプレゼンテーションと委員との質疑応答が行われた。委員たちは日本からこれだけ多くの市民団体が参加していることを賞賛し、休

憩時間中などわれわれのロビーイング(働きかけ)にも熱心に耳を傾け、質問を聞いていた。

本会議ではこれまでの審査でも一貫して取り上げられてきた、代用監獄、死刑制度、従軍慰安婦問題、そして個人通報制度(自由権規約第一選択議定書)の批准、条約の国内的効力、国内人権機関の設立など、国際人権保障システムについても詳細な質問がなされた。全体的に日本政府に対する委員の質問は厳しいものであったと思われる。これまで再三勧告が出されていても、改善も改善する姿勢も日本政府に見られないことに対して「日本政府は国際コミュニティに抵抗しているように見える」と議長が述べたが、これは他の委員にも共有されているものだろう。代用監獄制度に関しては政府が財源などリ

ソース不足を制度を改めない理由として挙げたことに対して「人権の尊重がリソース次第というのは日本のような先進国ではあってはならないこと」である、と指摘した。また今回は慰安婦は強制連行されおらず、売春婦だったと主張する団体が本会議に参加しており、慰安婦が性奴隷ではないという日本政府の発言に拍手したのだが、議長が「この会場で特に政府側に対して拍手するというのは、被害者のことを考えてまったくあってはならないことである」とたしなめる場面もあった。



NGOによるブリーフィング  
(本会議に向けてNGOが情報提供し、委員と質疑応答する)

## 秘密保護法

### 秘密保護法への質問と勧告

NGOは今回の審査では表現の自由と秘密保護法の問題そしてヘイトスピーチを最重要課題として重視していた。秘密保護法に関しては日本の19団体が共同報告書を提出し、日弁連、アムネスティインターナショナル、そしてツワネ原則起草の主導者であるオープンソサエティも詳細な報告書を提出していた。

自由権規約19条は「情報にアクセスする権利」を明文で規定している。そしてその一般的意見34には、例えば、締約国が制限を加える際に満たさなければならない厳しい条件など、条約の締約国に課されている義務が詳しく説明されている。<sup>注1)</sup>

これに基づいて審査でもドイツのアンヤ・ザイバート・フォー委員から「秘密保護

法は権利の制約の適用の範囲が非常に不明確。秘密情報を開示した場合に課される最長10年の刑はメディアを非常に恐れさせるものである。秘密情報の流布が理由でジャーナリストや環境活動家や人権擁護者を起訴するということは一般的意見によると19条と整合性がない。この法律が19条に即した形で適用されるように、何かセーフガードはあるのか。研究者や環境活動家や人権の擁護者が、刑事上の刑罰に課されないよう、どうやって確保するのか。」という質問があった。またロドリー議長からも「そもそもどういう問題が起きたから特定秘密保護法が必要ということになったのか。」という質問があった。7月24日に公開された勧告でもこれらの

懸念が述べられ秘密保護法が自由権規約19条に定められる厳格な基準と合致することを確保するために日本は必要なあらゆる措置を取るべきである、とした。日本政府はあらゆる国連の勧告を無視し続けているが、世論を高め勧告を実施させていく必要がある。また8月24日まで運用基準等のパブリックコメントが受け付けられ、コメントは2万3千件以上に達したが、コメントが十分に考慮されるように監視し続ける必要があろう。

注1) 詳しくは拙稿「国連人権条約から見た秘密保護法の問題性」海渡雄一、清水勉、田島康彦 編『検証秘密保護法 何が問題か—検証と批判—』(岩波書店 2014年)163-175頁。「国際人権法の定める「情報にアクセスする権利」と秘密保護法」『法学セミナー』(2014年6月号)1-5頁参照。